

2017年8月1日

公開質問状

週刊金曜日 発行人北村肇 様、編集長小林和子 様

 **kネット共同親権運動ネットワーク**

長野県下伊那郡大鹿村大河原2208

共同親権運動ネットワーク（担当・小島太郎）

TEL 0265-39-2116

お世話になります。先日来、貴誌2017年5月19日号の特集「『親子断絶防止法案』は誰のためのもの？」の件で私どもは貴誌とやり取りをしてきました。

最初に述べておきますが、私どもは「親子断絶防止法」について、その昨年12月時点での修正文案が、別居親子の引き離しを助長する側面を持つことから反対を表明しており、その点については企画以前に小林編集長と当会の宗像との会話で、貴誌は把握しています。しかしながら、貴誌の特集は、別居親の意見について一切伝えないだけでなく、貴誌は別居親からも反対が出ていることについてすら、知っておきながらあえて無視しています。法案を望むのは別居親すべてで、その別居親は問題がある、と決めつけ、別居親への偏見を煽っているというのがこの間の経過からわかる事実です。

5月26日に私どものメンバー3人で直接貴社に赴き、特集の論旨の差別性について指摘しました。貴誌との面談においては、北村発行人と小林編集長にご対応いただきましたが、私どもが要望したにも関わらず、企画を担当した宮本有紀さんは同席いただけませんでした。その際、私どもが差別と指摘することに対して、貴誌はその差別性を否定し、指摘個所の送付を希望しました。私どもは事実誤認については貴誌自らが誌上で訂正し、十分な反論が可能な程度のページ数による対抗言論を、私どもに保証するよう貴誌に伝えた上で、6月7日に、具体的な差別個所、及び別居親への偏見に基づく一方的な記載部分について29項目を指摘して回答を待ちました。

その後、1か月半後の7月29日に小林編集長名義で貴誌の見解（以下「見解」）をいただきましたが、私たちが指摘した点について、わずか3項目しか回答しないうえに、その内容も論点を意図的にずらした部分が見られました。さらにその余の指摘個所については

「見解の相違」と切り捨て説明すら放棄しました。指摘個所の提示を求めていながら、この対応の不誠実さは、いかがなものでしょうか。

これまで人権問題に取り組んできた貴誌の報道姿勢を鑑み、話し合いによる解決を私たちは目指してきましたし、現在も目指しております。しかしながら、もはや非公開でのやり取りでは貴誌の善意は期待できないと判断せざるを得ません。これまでのやり取りについては公開させていただいた上で、以下公開で質問いたします。

なお、貴誌との窓口に関しては貴誌とつきあいのあることから宗像が担当していましたが、責任ある対応を期待して、小島に担当者を変更させていただきました。「見解」では誤解しておりましたが、前回の私どもの指摘も宗像個人が指摘したのではなく、会としてしたもので、本質問状も同様です。

記

「当事者や研究者、支援者などから、法案は『会いたい』という親の気持ち優先で子どものためにならないとの批判の声も強い」という特集の記述について、私どもは法案には反対していますが、その理念部分については子どもの権利条約をベースにしていることを貴誌に指摘しました。それに対し、法案が意見表明権を蔑ろにしていると厳しく批判されていることを、貴誌は7月19日の「見解」で反論として回答しております。

ところで、子どもの意見表明権は、子どもの欲求表明に対して、大人が応じる義務と私どもは解しており、単に子どもの成長に応じて子どもの意見を反映させることが12条の趣旨ではないと認識しています。たとえば、「子どもが会いたくない」と言ったのを理由に「あなたが会いたくないと言ったから会わせなかった」と後に親が言うとする、それは親のすべき選択、責任を子に負わせることになり、12条の趣旨に反します。法案は昨年12月に金曜日の「見解」に即した修正がなされ、その点について私どもは、12条の趣旨を損なうものと批判を加え、法案に反対しました。さらに貴誌は、別居親を当事者としてみなしていないことについて批判した私どもの指摘について無視しています。そこで質問します。

1 貴誌はどのような内容であれ、両親との子との交流を規定した法律の成立には反対の考えですか。それとも、修正がありさえすればその点について立法化してもよいと考えますか。

2 私たち別居親が法案に反対した点については、貴誌は「会いたい」という親の気持ち

を優先した結果と考えますか。

3 貴誌が子どもの意見表明権について尊重するというのであれば、離婚目的の連れ去り別居の際、子どもの意見聴取の機会が設けられていないことに関しては、どのような支援や手続き保障が子どもに対してなされるべきだと考えますか。

4 貴誌の特集中、オーストラリアで「2006年の成立からわずか5年で離婚後の共同養育を柱とする法律を廃止している」とあることについて、私どもは誤りを指摘しました。フレンドリーペアレントルールが委員会報告で削られたことが、そもそも以前からある、子と両親との交流が規定された法（親子断絶防止法の理念規定と同程度のもの）を損なったり、即交替居住を不可能にする法改正ではないのは明らかですが、貴誌はより正確な表現として、原文はどのように修正されるべきと考えますか。

5 またこの程度の事実誤認は、批判があっても、誌上で訂正すべきものではないと考えますか。

貴誌の特集中、「現在、家庭裁判所では、別居親から面会交流の申立があれば原則として面会交流させる方針をとっており、監護親からDV・虐待等の訴えが出ていても子の福祉に反することを立証しない限り面会を認めている」という記述について、私どもは、司法統計に基づくデータを示し、誤りであることを指摘しました。

ところが貴誌は、「原則的に面会交流をすすめていると認識している」と回答するにすぎませんでした。初回の調停でのアナウンスがなされているのは、私どもの知る限り東京家裁ほか一部の家裁で、東京家裁の方針が全国の家裁に行き渡っているかについても議論の余地があります。なお、「3回程度の期日で合意できなければ、裁判所が決定する」とのことですが、2015年度の司法統計では、審判での認容率は44%であり、調停の合意率53%よりもかなり低くなっています。

しかしながら、私どもが誤りを指摘したのは「監護親からDV・虐待等の訴えが出ていても子の福祉に反することを立証しない限り面会を認めている」の部分です。そこで質問いたします。

6 この点について、貴誌が誤りがないと考える根拠を教えてください。

7 この点が事実だとすると、家裁に面会交流を申し立てた親のうち、47%はDV・虐

待の可能性の高い子の福祉に反する親（つまり「問題のある別居親」）であることになりませんが、貴誌はそのように考えているということによろしいですね。

8 その後「継続的に交流を維持できているかどうか」については、貴誌は、「別問題」だとしています。貴誌はたとえ交流が絶えたところで問題がないと考えていますか。

「見解」末尾では、子どもたちの利益を最優先するためにどうしたらいいのか、という観点から、「同居親、別居親への直接取材は省かせていただきました。」とのことでした。しかしながら、特集に寄稿している新川てるえさんは「母子家庭共和国」という団体を立ち上げたことからわかるように、母子家庭の利益を代表して発言してきました。斉藤秀樹さんは、「原則実施論の問題点」という論文で、わざわざ「非監護親へのメッセージ」という章を立てて、「思うように面会交流できないとしても、別居している子どもが経済的に困らないように今以上に精力的に働いて養育費を送金してあげるような『カッコいいお父さん』であれば、成人になってからでも、必ず頼られる存在となるはず。」（『子ども中心の面会交流』）と、明らかに意図せず子どもと引き離された親を挑発する言動を繰り返してきた弁護士です。さらに、座談会で登場する親の離婚を経験した人たちは、片親疎外や子の奪い合いの体験者であり、共同養育の経験者ではありません。こういった人選は「一方的」であるかどうか以前より、自身が立てた「同居親、別居親への直接取材は省かせていただきました。」という建前すら損なうものです（この建前自体の是非は置いておいても）。そこで質問します。

9 貴誌は、別居親は同居親よりも、子どもの利益を最優先して考えるという点で、親として劣ると考えていますか。

10 別居親から金をとるために最低限の面会交流を善意で実行する以外に、子どものために面会交流を実施する意義があるとするなら、貴誌はそれをどのようなものと考えていますか。

以上が貴誌の「見解」に関連しての質問ですが、「見解の相違」とはいえ、企画では根拠や事実関係について不明な点が多々ありましたので、以下続けて質問いたします。

11 斉藤秀樹さんの論文タイトル「問題のある別居親のための法律は必要ない」との見解に対して、私たちは「問題がある」社会グループであるからとって、即法の枠外にお

くという主張は不適切という趣旨で指摘しました。この点について貴誌は無視しております。貴紙にとって、「問題がある」親とはどういう親を指しますか。また、別居親に限って「問題があれば」立法措置は必要なく、同居親であれば「問題があっても」立法措置は必要だと考えていますか（例えば養育費に関する斉藤さんの主張はそのように見受けられます）。

1 2 特集24ページでスライド写真が紹介されている、面前DVにより子どもの視野が小さくなるとの友田明美教授の研究を、親子の継続的交流を否定する根拠として斉藤さんは示しています。つまり継続的交流が途絶えるのは、別居親による同居親への暴力がある（あった）からだということになりますが、貴誌の見解もそれでよろしいですね。

1 3 特集24ページの東京大学の研究グループの論文では、父子の面会は平均すると年間2、2回だということです。半年に1回の頻度は、半年に2回以外、年間363日は親子引き離しを実施しているとも受け取れますが、この調査が、面会の実施による子どもへの影響と、引き離しの実施による子どもへの影響をどのように区別しているのか、明らかにしてください。

1 4 特集24ページの米国の年間67件の殺人事件の内訳を見ると、そもそも単独監護や共同監護を与えられた父親の場合も含まれているのがわかります。これらについてひとくくりにして斉藤さんは面会交流中に発生した殺人としています。事実誤認と思われますが、貴誌は気づきませんでしたか。また訂正の必要はありませんか。

1 5 同事例によれば、加害者はすべて男性とされています。データと事例は著者が作成したとされていますが、加害者を男性に特定したのはどのような理由がありますか。またその集計結果を貴誌がそのまま載せた理由を教えてください。

1 6 24ページ中「面会の可否は、子の意思・心情を専門家が十分な時間をかけて診断し判断すべきだ」という点について、斉藤さんや貴誌の社員に子どもが生まれた際には、子の意思・心情を十分な時間をかけて専門家に診断させるまでは、子どもと会わないようにしているということによろしいですね。

1 7 25ページの新川てるえさんの発言「法律がなくても面会交流はできます。また、面会交流をしたいのにできないという人は少ないです」とのことですが、すでに司法統計

を指摘しましたが、裁判所に子どもに会いたいと申し立てても、認容されるのは53%です。誌上での訂正は必要ありませんか。

18 同「支払い率が2割にも満たないのだから、8割の親は『養育費を払いたくない』『別れた後は関係ない』と思っている人たちだということです」との発言について、私たちは「根拠不明」と指摘しました。貴誌が発言の根拠を示すことを「見解の相違」とする理由を教えてください。

19 同「私は、この法案を強引に推し進める側が、本当に子どもに会いたいのではなく、『悔しい』『別れた相手をつぶしたい』という報復のような気持ちが動機となっているのではないかとすら感じています」との発言について、私たちは「根拠不明」と指摘しました。同じく貴誌が発言の根拠を示すことを「見解の相違」とする理由を教えてください。

20 28ページではBさんが「親の権利として会う、じゃなくて親の責任の問題ですけどね」と発言しています。貴誌は、「親の責任」として「金」以外のどのような責任が親に課されるべきと考え、この発言を掲載しましたか。

なお、私どもは対抗言論を求めていたのであり、7ページの特集に対し、せいぜい半ページの「論争」欄で苦情処理されることに対して不満を述べはしましたが、貴誌で反論し貴誌が間違いの訂正をしないのであれば、貴誌に代わって貴誌で事実関係を示すこと自体を拒んだわけではございません。その点は口頭で申し伝えてきました。念のため申し述べておきます。

事実誤認を放置し、反論すらさせない貴誌の人権侵害の姿勢が明らかであるなら、報道被害を繰り返さないためにも、この問題について、二度と貴誌に取りあげてほしくないというのが、これまでの貴誌の対応を見ての私どもの感想です。その点、確認させていただくために、質問させていただきました。

この質問状は公開のものです。8月15日までに上記住所まで書面にてご回答下さい。